

議案第三十五号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年三月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項各号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十四条の三中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の四」を加え、同条第一号ハ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号ニ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同条第二号ニ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十五条の四第一号中「百分の七・一三」を「百分の七・一六」に、「百分の六十六」を「百分の六十四」に改め、同条第二号中「三万八千八百円」を「四万二千円」に、「百分の三十四」を「百分の三十六」に改める。

第十五条の八中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二及び第十九条の四」に、「六十三万円」を「六十五万円」に改める。

第十五条の九中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の四」を加え、同条第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十五条の十二第一号中「百分の二・四一」を「百分の二・二八」に改める。

第十五条の十六中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二及び第十九条の四」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・一三」を「百分の二・〇二」に、「百分の六十一」を「百分の六十」に改め、同条第二号中「一万七千円」を「一万六千六百元」に、「百分の三十九」を「百分の四十」に改める。

第十九条第一項中「増加若しくは減少した場合又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた」を「増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合」に、「場合若しくは」を「場合又は」に改め、「次条各号」の下に「若しくは第十九条の四各号」を加え、「、被保険者数が増加」を「、被保険者数が増加し、」に、「又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた」を「、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日」に、「日若しくは」を「日又は」に改め、同条第二項中「次条各号」の下に「若しくは第十九条の四各号」を加える。

第十九条の二の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条中「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改め、同条第一号イ中「二万七千六百六十円」を「二万九千四百七十円」に改め、同号ハ中「一万九千九百円」を「一万千六百二十円」に改め、同条第二号イ中「一万九千四百円」を「二万五千五十円」に改め、同号ハ中「八千五百円」を「八千三百円」に改め、同条第三号イ中「七千七百六十円」を「八千四百二十円」に改め、同号ハ中「三千四百円」を「三千三百二十円」に改める。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに定める金額を減額した世帯 六千三百十五円

ロ 第十九条の二第二号イに定める金額を減額した世帯 一万五百二十五円

ハ 第十九条の二第三号イに定める金額を減額した世帯 一万六千八百四十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万五千五十円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ロに定める金額を減額した世帯 千九百八十円

ロ 第十九条の二第二号ロに定める金額を減額した世帯 三千三百円

ハ 第十九条の二第三号ロに定める金額を減額した世帯 五千二百八十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 六千六百円

付 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の九、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

国民健康保険の保険料率等を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第四十四号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十

二号)の一部改正に伴う保険料の賦課限度額の変更、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十六号)の施行による国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部改正に伴う未就学児に係る均等割額の減額措置の導入及び民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)の施行による民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部改正に伴う結核医療給付金の支給対象者の変更をするため、本案を提出いたします。